平成２９年（フ）第１１３５号
名古屋市西区名西２丁目２番７号　ドリーム名西２Ａ号
債務者　大倉　克昭
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１９号
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘304号、従前の居所名古屋市西区中小田井２丁目233番地　シャトウルミエール203号
債務者　三田村百恵
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８号
岡山県笠岡市吉浜483番地２、申立時の住所岡山県浅口市金光町占見新田100番地３
債務者　坂本　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１１３６号
大阪市平野区喜連東３丁目５番８－406号
債務者　増田　和代
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０３号
東京都板橋区板橋３丁目38－３－305
債務者　沼田　道雄
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９４３号
東京都板橋区舟渡２丁目11－11－203
債務者　中島　弘喜
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９６１号
東京都八王子市狭間町1880－２－301
債務者　中原　英貴
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９７７号
東京都練馬区中村２丁目14－９
債務者　藤原　直子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９８４号
東京都足立区古千谷本町３丁目６－24－101
債務者　山田　恭平
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２００５号
東京都調布市染地２丁目４－57
債務者　三竿　久子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２００６号
東京都杉並区桃井２丁目１－18－202
債務者　山内　優依
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０１０号
東京都品川区中延４丁目15－14－201
債務者　木村　依子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０１７号
東京都杉並区久我山２丁目27－７－101
債務者　森脇　隆好
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０３３号
東京都葛飾区奥戸７丁目７－15－102
債務者　中本　幸浩
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０３６号
東京都荒川区南千住３丁目33－９－202
債務者　古川　美佳
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０３７号
東京都足立区関原２丁目14－20－206
債務者　加藤みゆき
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４７号
東京都新宿区原町１丁目72－105
債務者　捧　　里枝
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部